

愛川町審議会等の委員公募基準

1 趣 旨

この基準は、愛川町自治基本条例（平成 16 年愛川町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、本町の附属機関及びこれらに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の公募に関する制度の運用に関し、必要な事項を定める。

2 委員公募制度の対象となる審議会等

委員公募制度の対象となる審議会等は、条例第 15 条第 1 項に規定する附属機関のほか、有識者等の意見を聴き、町政に反映させることを主な目的として要綱等に基づき設置する任意の協議機関（私的諮問機関）とする。ただし、条例第 16 条第 1 項各号に規定する委員公募制度になじまない性格を有している審議会等は、委員公募制度の対象外とする。

3 公募による委員数の目安

審議会等の委員全体に占める公募による委員の割合は、原則として、次のとおりとする。

審議会等の委員数	公募による委員数
16人以上	3人
10人以上15人以下	2人
9人以下	1人

4 公募による委員の資格

- (1) 公募による委員の資格は、条例第 16 条第 3 項各号に定めるところによる。
- (2) 条例第 16 条第 3 項第 2 号に規定する公募による委員の兼職の禁止に関する定め（同時に 2 つ以上の審議会等の公募委員とはなれない規定）は、応募の時点では適用しないものとする。
- (3) 条例第 16 条第 3 項第 3 号に規定する「本町の職員」とは、常勤の特別職又は一般職に属する職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職員であっても、これらの職員が当該審議会等の審議に直接関与する場合は、当該審議会等に限っては、公募による委員の資格を有しないものとする。

5 公募の方法

- (1) 条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、委員の公募に当たっては、募集の趣旨や内容を事前に公表するものとする。
- (2) 事前公表の内容は、条例第 16 条第 2 項に定める審議会等の目的、応募人員、応募方法のほか、応募資格、任期、報酬又は謝金の額、年間開催予定回数及び問い合わせ先とする。
- (3) 事前公表の方法は、町広報紙及び町ホームページへの掲載とする。

6 応募及び選考の方法

- (1) 応募については、所定の応募申込書に応募の動機、抱負等を記載し、審議会等の事務局主管課に提出するものとする。
- (2) 選考については、審議会等の事務局主管課が選考委員会を設置することにより行うものとする。
- (3) 選考数は、予定の人員及び次点1人を選考する。

7 選考結果の通知

選考の結果については、各応募者に通知するものとする。

8 運用状況の公表

町長は、町民に対し、審議会等の委員公募制度の運用状況を明らかにするため、毎年その内容を取りまとめ、町政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

9 事務の所管

- (1) 審議会等の委員公募制度に係る一般事務は審議会等の事務局主管課が、本制度を円滑に行うための進行管理その他の庶務は行政推進課が所管する。
- (2) 審議会等の事務局主管課は、行政推進課その他関係課と連絡を密にし、本制度の適正な運用に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。